



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 23 日 (火)
号外第 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (23) (産業振興総室) 5
	鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の一部を改正する条例 (24) (県土総務課) 9
	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (25) (警察本部警務課) 10
	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (26) (教育委員会高等学校課) 12
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (27) (病院局総務課) 14
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (28) (〃) 15

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業の助成について拡充等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 新たに次の表の左欄に掲げる者に対し、同表の右欄に定める額の企業立地事業補助金を交付する。

<p>ア 企業立地事業（製造業に係るものであって、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が100人以上であるものに限る。）を実施する者</p>	<p>投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（30億円を限度とする。）</p>
<p>イ 企業立地事業（製造業に係るものであって、投下固定資産額が70億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が50人以上であるものに限る。）を実施する者（アに掲げる者を除く。）</p>	<p>投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（20億円を限度とする。）</p>

(2) 企業立地事業補助金として投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額を加算する事業（知事が認定するものに限る。）に県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業を加え、加算される限度額を10億円（現行 2億円）とする。

(3) 企業立地事業補助金の合計額が10億円を超える場合は、1年間につき10億円を限度とし、分割して交付する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

入札制度の恣意的な運用の防止及び公平性の確保について入札制度に関する県の基本的な方針を議会の承認にかからしめる現行の制度が有効に機能していることから、これを存続させることとする。

2 条例の概要

(1) 条例の失効期限（現行 平成22年3月31日）を定めた規定を削る。

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員の増員その他所要の改正を行う。

(2) 新たな治安情勢や大規模行事への対応等と今後の退職者増の状況を勘案し、期間を限定して警察官定員の増員を行う。

2 条例の概要

(1) 警察官の定員及び階級別定員を次のように改める。

ア 警察官の定員 1,193人（現行 1,190人）

- イ 階級別定員
- (ア) 警視 62人(現行 62人)
- (イ) 警部 127人(現行 126人)
- (ウ) 警部補・巡査部長 659人(現行 658人)
- (エ) 巡査 345人(現行 344人)
- (2) 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、警察官の定員を次のとおり増員する。
- ア 警視 1人
- イ 警部 1人
- ウ 警部補・巡査部長 6人
- エ 巡査 2人
- (3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、警察官の定員を次のとおり増員する。
- ア 警部 1人
- イ 警部補・巡査部長 3人
- ウ 巡査 1人
- (4) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 受益と負担の公平の確保を図るため、県立高等学校の専攻科以外の課程における授業料の額を引き上げる。
- (2) 地方公共団体の設置する高等学校における授業料を原則として不徴収とする法律が制定されることに伴い、県立高等学校の授業料を徴収しないこととする者を定める。

2 条例の概要

- (1) 県立高等学校の専攻科以外の課程における授業料の額を引き上げる。
- ア 全日制の課程 1年につき118,800円(現行 1年につき111,600円)
- イ 定時制の課程 1年につき32,400円(現行 1年につき31,200円)
- ウ 通信制の課程 1単位につき310円(現行 1単位につき290円)
- (2) 県立高等学校の生徒に対しては、当分の間、専攻科の生徒その他規則で定める者を除き、授業料を徴収しないものとする。
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

厚生病院の診療科の機能強化を踏まえ、病院で標榜する診療科名の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり病院で標榜する診療科名を定める。

名称	区分	診療科名	
		現行	改正後
鳥取県立厚生病院	新設	-	消化器内科
	名称変更	神経内科	脳神経内科

- (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医師、医療技術員等の増員等を行い、診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 職員定数を1,001人(現行 967人)に改める。
- (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

条 例

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>（補助金の交付等）</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">1</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">企業立地事業補助金</td> <td style="width: 75%; border: 2px solid black; padding: 5px;"> (1) 企業立地事業（第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が100人以上であるものに限る。）を実施する者 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料（情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当</td> </tr> </table>	1	企業立地事業補助金	(1) 企業立地事業（第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が100人以上であるものに限る。）を実施する者	投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料（情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当	<p>（補助金の交付等）</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">1</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">企業立地事業補助金</td> <td style="width: 75%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	1	企業立地事業補助金		
1	企業立地事業補助金	(1) 企業立地事業（第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が100人以上であるものに限る。）を実施する者	投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料（情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当						
1	企業立地事業補助金								

	<p>該情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(30億円を限度とする。)</p>			
<p>(2) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が70億円を超え、かつ、増設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が50人以上であるものに限る。)を実施する者((1)に掲げる者を除く。)</p>	<p>投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(20億円を限度とする。)</p>			
<p>(3) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、増設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)</p>	<p>投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)</p>		<p>(1) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、増設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者</p>	<p>投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び増設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金若し</p>

					くは事務管理部門 雇用創出事業補助 金の対象となるも のを除く。以下 「初年度賃借料」 という。)の額に 100分の50を乗じ て得た額の合計額 (10億円を限度と する。)
(4) 略			(2) 略		
	(5) 企業立地事 業(第2条第1 項第2号ア又は イに掲げる業種 に係るものに限 る。)を実施す る者(1)から (4)までに掲げ る者を除く。)	投下固定資産額に 100分の10を乗じ て得た額及び初年 度賃借料の額に 100分の50を乗じ て得た額の合計額 (2億円を限度と する。)	(3) 企業立地事 業(第2条第1 項第2号ア又は イに掲げる業種 に係るものに限 る。)を実施す る者(1)及び (2)に掲げる者 を除く。)	投下固定資産額に 100分の10を乗じ て得た額及び初年 度賃借料の額に 100分の50を乗じ て得た額の合計額 (2億円を限度と する。)	
(6) 略			(4) 略		
(7) 略			(5) 略		
略			略		
2及び3 略			2及び3 略		
4 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち <u>県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現の</u> <u>ための計画において県内で成長が見込まれる産業分</u> <u>野として位置付けたもの(戦略的に推進するものに</u> <u>限る。)</u> に関する事業、先進的な技術若しくは県内 の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う 事業のいずれかに該当するものと知事が認めるもの に対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右 欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額(前項に 掲げる事業に係る加算を行う場合にあっては、投下 固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した 額)に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料 の額に100分の25を乗じて得た額の合計額(10億円 を限度とする。)を加算した額以下とする。			4 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち 先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又 は著しい雇用の増加を伴う事業のいずれかに該当す るものと知事が認めるものに対する企業立地事業補 助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞ れ投下固定資産額(前項に掲げる事業に係る加算を 行う場合にあっては、投下固定資産額から投下環境 有益固定資産額を控除した額)に100分の5を乗じ て得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じ て得た額の合計額(2億円を限度とする。)を加算 した額以下とする。		
5及び6 略			5及び6 略		
7 前各項の規定により算出した企業立地事業補助金 の合計額が10億円を超える場合は、1年間につき10 億円を限度とし、分割して交付する。					

附 則
 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた同号の企業立地事業に係る旧条例第3条の補助金については、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第24号

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例（平成19年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 及び 3 略</p> <p><u>（この条例の失効）</u></p> <p>4 <u>この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の</u> <u>所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ</u> <u>の効力を失う。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,193人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 警部 <u>127人</u></p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>659人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>345人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>警視</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>警部補・巡査部長</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> <tr> <td>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> </table> <p>6 <u>平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>警視</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>警部補・巡査部長</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> </table>	警視	1人	警部	1人	警部補・巡査部長	6人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人	警視	1人	警部補・巡査部長	3人	<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,190人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 警部 <u>126人</u></p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>658人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>344人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p>
警視	1人												
警部	1人												
警部補・巡査部長	6人												
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人												
警視	1人												
警部補・巡査部長	3人												

巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	1人
----------------------------------	----

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後		改正前																																											
<p>（授業料等の徴収）</p> <p>第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料（通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）を、県立高等学校への入学（他の県立高等学校からの転入学を除く。）を許可された者に対しては入学料を、県立高等学校への入学志願者（通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。）に対しては入学選 hands 手数料を徴収する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、専攻科の生徒その他規則で定める者を除き、授業料を徴収しない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>（授業料等の額）</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選 hands 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>授業料（年額）</th> <th>入学料</th> <th>入学選 hands 手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県立高等学校</td> <td>全日制の課程</td> <td>118,800円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>定時制の課程</td> <td>32,400円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>通信制の課程</td> <td>1単位につき 310円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>		区分	金額			授業料（年額）	入学料	入学選 hands 手数料	県立高等学校	全日制の課程	118,800円	略	定時制の課程	32,400円	略	通信制の課程	1単位につき 310円	略	略				<p>（授業料等の徴収）</p> <p>第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料（通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）を、県立高等学校への入学（他の県立高等学校からの転入学を除く。）を許可された者に対しては入学料を、県立高等学校への入学志願者（通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。）に対しては入学選 hands 手数料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>（授業料等の額）</p> <p>第3条 授業料、入学料及び入学選 hands 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>授業料（年額）</th> <th>入学料</th> <th>入学選 hands 手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県立高等学校</td> <td>全日制の課程</td> <td>111,600円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>定時制の課程</td> <td>31,200円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>通信制の課程</td> <td>1単位につき 290円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>		区分	金額			授業料（年額）	入学料	入学選 hands 手数料	県立高等学校	全日制の課程	111,600円	略	定時制の課程	31,200円	略	通信制の課程	1単位につき 290円	略	略			
区分	金額																																												
	授業料（年額）	入学料	入学選 hands 手数料																																										
県立高等学校	全日制の課程	118,800円	略																																										
	定時制の課程	32,400円	略																																										
	通信制の課程	1単位につき 310円	略																																										
略																																													
区分	金額																																												
	授業料（年額）	入学料	入学選 hands 手数料																																										
県立高等学校	全日制の課程	111,600円	略																																										
	定時制の課程	31,200円	略																																										
	通信制の課程	1単位につき 290円	略																																										
略																																													

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に県立高等学校に在学し、及び施行日以後引き続き在学する者であって、改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例(以下「新条例」という。)第2条第2項の規定による授業料の不徴収(以下単に「不徴収」という。)の対象とならないものに係る授業料の額は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍(以下「編入学等」という。)をする者で不徴収の対象とならないものに係る授業料の額は、その者の属する学年に在学する者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に編入学等をする場合においては、その者の在学すべき期間が相当する者)で不徴収の対象とならないものに係る授業料の額と同額とする。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第27号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
（経営の基本） 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。				（経営の基本） 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科名	病床の種別	名称	位置	診療科名	病床の種別
略				略			
鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 <u>消化器内科</u> 循環器内科 <u>脳神経内科</u> 外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科	一般病床 感染症病床	鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 <u>循環器内科</u> <u>神経内科</u> 外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科	一般病床 感染症病床

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,001人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>967人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。